

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻（以下「創成科学専攻」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

第2条の2 創成科学専攻の学生は、研究の一層の発展が見込める場合には、創成科学専攻内の異なる学位プログラムに転学位プログラムを願い出ることができる。

2 転学位プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

第3条 創成科学専攻の学生は、第2条別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 研究科共通選択科目

研究科共通選択科目から1単位以上を修得しなければならない。

(2) 研究科共通必修科目

研究科共通必修科目から創成科学特別演習及び創成科学特別研究を履修し、4単位を修得しなければならない。

(3) 学位プログラム専門科目

所属する学位プログラムが開設する学位プログラム専門科目を履修し、単位を修得しなければならない。

イ 社会基盤システムプログラム

学位プログラム専門科目のうち、社会基盤システム特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ロ 化学生命工学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、化学生命工学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ハ 機械科学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、機械科学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ニ 電気電子物理科学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、電気電子物理科学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ホ 知能情報・数理科学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、知能情報・数理科学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ヘ 生物資源学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、生物資源学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

ト 光科学系プログラム

学位プログラム専門科目のうち、光科学系特別研究を履修し、6単位を修得しなければならない。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年8月1日から施行する。

別表

博士後期課程

創成科学専攻

授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
研究科共通選択科目	企業行政演習		1	
	ビジネスモデル特論		1	
	長期インターンシップ		2	
	国際先端技術科学特論A		1	
	国際先端技術科学特論B		1	
研究科共通必修科目	創成科学特別演習	2		
	創成科学特別研究	2		
学位プログラム専門科目	社会基盤システム特別研究	6		
	化学生命工学系特別研究	6		
	機械科学系特別研究	6		
	電気電子物理科学系特別研究	6		
	知能情報・数理科学系特別研究	6		
	生物資源系特別研究	6		
	光科学系特別研究	6		